

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年6月6日(2019.6.6)

【公表番号】特表2018-519862(P2018-519862A)

【公表日】平成30年7月26日(2018.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2018-028

【出願番号】特願2017-556228(P2017-556228)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0408 (2006.01)

A 6 1 B 5/0478 (2006.01)

A 6 1 B 5/0492 (2006.01)

A 6 1 B 5/0428 (2006.01)

A 6 1 B 5/1455 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 0 0 J

A 6 1 B 5/04 3 1 0 B

A 6 1 B 5/1455

【手続補正書】

【提出日】平成31年4月26日(2019.4.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

膨張式装置にトレースを適用するための機器であって、

内部で長手方向に延びるキャビティと壁とを有する本体と、

前記壁にあって前記キャビティ内へ通じる1つ以上の長手方向に延びる開口であって、前記キャビティ内に配置される膨張式装置が前記壁によって部分的に覆われるとともに前記1つ以上の開口によって部分的に覆われないようになっている、1つ以上の長手方向に延びる開口と、

を備え、

前記1つ以上の開口が、前記壁によって覆われる前記膨張式装置の部分に対する導電性材料の適用を阻止しつつ覆われない前記膨張式装置の部分に対する前記導電性材料の適用を可能にするように構成される、

機器。

【請求項2】

前記本体が、前記キャビティを形成するために互いに係合するように構成される第1の部分及び第2の部分を備える請求項1に記載の機器。

【請求項3】

前記1つ以上の開口がそれぞれ電極部及び導体部を備える請求項1又は2に記載の機器。

【請求項4】

前記電極部が、前記膨張式装置の膨張可能部に隣接して配置されるように構成され、前記導体部が、前記膨張式装置のシャフトに隣接して配置されるように構成される請求項3に記載の機器。

【請求項5】

膨張式装置に導電トレースを適用するための方法であって、

内部で長手方向に延びるキャビティと壁とを有する本体内に膨張式装置を配置するステップであって、前記本体が、前記壁にあって前記キャビティ内へ通じる1つ以上の長手方向に延びる開口を含み、前記キャビティ内に配置される前記膨張式装置が前記壁によって部分的に覆われるとともに前記1つ以上の開口によって部分的に覆われないようになっている、ステップと、

前記膨張式装置の一部に対して導電性材料を適用するステップと、

前記本体からの前記膨張式装置の除去中に前記導電性材料が著しく変化しない状態にあるとき、前記膨張式装置を前記本体から除去するステップと、

を含む方法。

【請求項6】

前記本体が、互いに係合して前記キャビティを形成するように構成される第1の部分及び第2の部分を備える請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記1つ以上の開口がそれぞれ電極部及び導体部を備える請求項5又は6に記載の方法。

【請求項8】

前記電極部が、前記膨張式装置の膨張可能部に隣接して配置されるように構成され、前記導体部が、前記膨張式装置のシャフトに隣接して配置されるように構成される請求項7に記載の方法。

【請求項9】

導電性材料ステップを適用した後に、前記膨張式装置の少なくとも一部に誘電体材料を適用するステップを更に含む請求項5～8のいずれか一項に記載の方法。

【請求項10】

膨張式装置にトレースを適用するための機器であって、

内部で長手方向に延びるキャビティと壁とを有する本体と、

前記壁にあって前記キャビティ内へ通じる1つ以上の長手方向に延びる開口であって、前記キャビティ内に配置される膨張式装置が前記壁によって部分的に覆われるとともに前記1つ以上の開口によって部分的に覆われないようになっている、1つ以上の長手方向に延びる開口と、

を備え、

前記1つ以上の開口が、前記壁によって覆われる前記膨張式装置の部分に対する導電性材料の適用を阻止しつつ覆われない前記膨張式装置の部分に対する材料の適用を可能にするように構成され、前記材料が、流動可能状態で適用されて非流動可能状態又は略非流動可能状態へ変化可能であるように構成される、

機器。

【請求項11】

前記材料が導電性材料である請求項10に記載の機器。

【請求項12】

前記材料が非導電性材料である請求項10に記載の機器。

【請求項13】

前記材料が抵抗材料である請求項10に記載の機器。

【請求項14】

前記材料が、噴霧、霧化、スパッタリング、又は、蒸着のうちの少なくとも1つによって適用されるように構成される請求項10～13のいずれか一項に記載の機器。

【請求項15】

前記材料が放射線不透過性材料である請求項10に記載の機器。